

やまのべ 偉人伝心 (安達峰一郎編)

8. 安達峰一郎を国際法研究に向かわせたノルマントン号事件

●国際法を専攻する決意

明治19年、峰一郎が第一高等中学校に入った年の10月、国際法に目を向けさせるきっかけになったとみられるノルマントン号事件が起きました。

ノルマントン号事件とは、日本人23人を乗せたイギリスの貨物船が紀伊半島沖で暗礁に乗り上げ沈没、船長はイギリス船員26人をボートで脱出させ、日本人は一人も救出せず水死させました。日本の世論は船長の不当を激しく非難しましたが、幕府が諸外国と結んだ不平等条約によって船長を裁く裁判権は日本に無く、神戸のイギリス領事裁判所で裁いた判決は無罪でした。そのため日本の世論はますます憤激し、横浜のイギリス領事裁判所に訴えた結果、3カ月の禁固刑になりましたが、日本人に対する賠償は一切なかったというものです。この事件後、日本の世論は領事裁判権をはじめとする不平等条約の改正を国に求める運動が激しくなっていました。

峰一郎も学生ながら、このような国内の動きを敏感に感じとり、不平等条約の改正問題と国際法に強い関心を抱きながら中学校本科生として2年間、法律とフランス語をみっちり勉強しました。

峰一郎が東京に出て、法律とフランス語に真剣に取り組むうえで強い影響を与えたのが宮城浩蔵であったといわれています。宮城は、『山形法律学社』の重野謙二郎や高沢佐徳らと同じ天童藩出身で、明治初年に上京し、『司法省法学学校』に入り法学を修め、その後フランスに留学し、帰国後は明治法律学校（後の明治大学）を創設した一人です。その宮城は、同郷のよしみもあり、東京での峰一郎の身元保証人となり、学問ばかりでなく生活面についても、よく面倒をみてくれた恩人であり、恩師でした。

峰一郎は、第一高等中学校卒業直後の明治22年に、帝国大学（現在の東京大学）の穂積陳重教授に、“志ヲ書シテ清鑑ヲ仰グ”と題した手紙を送っています。この手紙に、国際法を専攻しようとする考えがよく表れていますので、次に紹介します。

まず、「東京には法律を学ぶ学生は非常にたくさんいるが、そのほとんどが民法や刑法や商法を

学び判事や弁護士になる学生が多く、国際法を学んで国のために尽くそうとする学生が非常に少ない」と述べ、「弱小国の日本がこれからは列国の中に入り日本の地位を高めていかなければならないのに、金銭上の利益がないからとて、国際法を学んで外交官になろうとする学生が極めて少ない」と、繰り返した後、「自分はもとより非力ではあるが国のため国際法を学ぶ志を立てた」ことを述べ、「その勉強方法が自分で考えたやり方でよいのかどうかを、先生からぜひご助言をいただきたい」と、お願いしている手紙です。

●帝大（東京大学）へ入学

このように、20歳の峰一郎は大学に進む前に、すでに国際法を専攻して、国のために尽くそうとする強い意志を固め、同年9月に帝国大学法科大学法律学科第二部（フランス法学）に見事入学しました。

当時、政府は日本の法律を西洋の法律を参考にして整備するため、外国人の法学者を雇い入れて顧問にしたり、大学などで講義をしてもらっていました。その講義の通訳を宮城の勧めで、まだ学生の峰一郎がするようになりました。それだけ峰一郎の語学力が高く評価されていたのですが、それとともに峰一郎自身にとってフランス語と西洋の法学を併せて身につける絶好のチャンスとなったのでした。

峰一郎が通訳したのはフランス人で民法学者のボアソナードとイタリア人の国際法学者パテルノストロの講義でした。特にパテルノストロとは親しく、第一高等中学校時代から交流があったようなので、その頃から国際法についても指導を受け、大学で国際法を専攻する意思を強くする理由の一つとなったのかもしれない。



大学卒業半年前の峰一郎（向かって左）

文：山辺町ふるさと資料館長 佐藤継雄